



平成21年5月20日

各 位

会社名 東京鐵鋼株式会社
代表者名 取締役社長 吉原 每文
(コード番号5445 東証第1部)
問合せ先 取締役総務・経理・関連事業担当
上席執行役員 兼 経理部長部長
太田 高嗣
(TEL. 03-5228-9012)

定款の（一部）変更に関するお知らせ

当社は、平成21年5月20日開催の取締役会において、「定款の（一部）変更の件」を平成21年6月26日開催予定の第81回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款変更の目的

(1) 「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」の施行に伴い、株券の存在を前提とした規定の削除、条数の繰り上げ、附則の新設等、所要の変更を行う。

(2) 株主の皆様への利益配分の機会を充実させるため、会社法第454条第5項の規定に基づき、取締役会の決議により、中間配当ができる旨を定める。

2. 定款変更の内容

別添の〔定款変更の内容〕新旧対照表のとおり

3. 日程

平成21年6月26日開催予定の第81回定時株主総会にて承認可決されることを条件として、同日付で変更する。

以 上

別添

〔定款変更の内容〕

下線を付した部分が、変更箇所を示します。

現行定款	変更案
<p>第一章 総則</p> <p><u>(株券の発行)</u></p> <p><u>第7条 当社は、株式に係る株券を発行する。</u></p> <p>(自己の株式の取得)</p> <p>第8条 (条文省略)</p> <p>(单元株式数および单元未満株券の不発行)</p> <p>第9条 当社の单元株式数は、1,000株とする。 <u>2 当社は、第7条の規定にかかわらず、单元未満株式に係る株券を発行しない。ただし、株式取扱規程に定めるところについてはこの限りでない。</u></p> <p>(单元未満株式についての権利)</p> <p>第10条 当社の株主(実質株主を含む。以下同じ。)は、その有する单元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。 (1)以下各号同様により省略</p> <p>(单元未満株式の買増し)</p> <p>第11条 (条文省略)</p> <p>(株式取扱規程)</p> <p>第12条 (条文省略)</p>	<p>第一章 総則</p> <p><u>(削除)</u></p> <p>(自己の株式の取得)</p> <p>第7条 (条文省略)</p> <p>(单元株式数)</p> <p>第8条 当社の单元株式数は、1,000株とする。 (削除)</p> <p>(单元未満株式についての権利)</p> <p>第9条 当社の株主は、その有する单元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。 (1)以下各号同様により省略</p> <p>(单元未満株式の買増し)</p> <p>第10条 (条文省略)</p> <p>(株式取扱規程)</p> <p>第11条 (条文省略)</p>

<p>(株主名簿管理人)</p> <p>第 13 条 当社は、株主名簿管理人を置く。</p> <p>2 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。</p> <p>3 当社の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)、<u>新株予約権原簿および株券喪失登録簿</u>の作成ならびに備置きその他の株主名簿、<u>新株予約権原簿および株券喪失登録簿</u>に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取り扱わない。</p> <p>第六章 計算</p> <p>(事業年度)</p> <p>第 40 条 (条文省略)</p> <p>(剰余金の配当)</p> <p>第 41 条 (条文省略)</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>(剰余金の配当の基準日)</p> <p>第 42 条 当社の期末配当の基準日は、毎年 3 月 31 日とする。 <u>(新設)</u></p> <p>(配当金の除斥期間)</p> <p>第 43 条 (条文省略)</p>	<p>(株主名簿管理人)</p> <p>第 12 条 当社は、株主名簿管理人を置く。</p> <p>2 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。</p> <p>3 当社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取り扱わない。</p> <p>(以下、条数を繰り上げる)</p> <p>第六章 計算</p> <p>(事業年度)</p> <p>第 39 条 (条文省略)</p> <p>(剰余金の配当)</p> <p>第 40 条 (条文省略)</p> <p><u>(中間配当)</u></p> <p>第 41 条 当社は、1 事業年度の途中において <u>1 回に限り取締役会の決議によって剰余金の配当(以下、「中間配当」という)を行うことができる。</u></p> <p>(剰余金の配当の基準日)</p> <p>第 42 条 当社の期末配当の基準日は、毎年 3 月 31 日とする。 <u>2 当社の中間配当の基準日は、毎年 9 月 30 日とする。</u></p> <p>(配当金の除斥期間)</p> <p>第 43 条 (条文省略)</p>
--	---

<p><u>(新設)</u></p>	<p><u>附則</u></p> <p><u>第1条</u> 当社の株券喪失登録簿の作成および備置きその他の株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取り扱わない。</p> <p><u>第2条</u> 前条および本条は、平成22年1月5日まで有効とし、平成22年1月6日をもって前条および本条を削るものとする。</p>
--------------------	---

以 上